

井戸水調査特記仕様書

1. 水質試験項目及び水質基準

水質試験項目は、水道法に基づく水質基準に関する省令（平成 15 年 5 月 30 日）公布厚生労働省令第 101 号）によるものとする。また、試験方法は、水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成 15 年 7 月 22 日厚生労働省告示第 261 号）によるものとする。

2. 水質試験を行う機関

自家用井戸水の水質検査は、水道法第 20 条の 1 第 3 項に記する地方公共団体の機関又は、厚生労働大臣の登録を受けた者、あるいは、計量法第 107 条の登録かつ建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 12 条の 2 第 1 項の登録を受けた者とする。

（ 1 ） 地方公共団体の機関

（ 2 ） 厚生労働大臣の登録を受けた者

（ 3 ） 計量法第 107 条の登録かつ建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 12 条の 2 第 1 項の登録を受けた者

ただし、（ 3 ）にて試験を実施する場合、計量証明事業登録証 計量証明事業登録簿 計量士登録証 建築物飲料水水質検査登録証明書 建築物環境衛生管理技術者免状の写しを事前に監督員に提出すること。

3. 試験項目・水質基準値

別表（様式 - 1 ）のとおり

4. 井戸調査報告書

別表（様式 - 2 ）のとおり

(様式 1)

試験項目・基準値

	試験項目	水質基準値
一般 の 場 合	1) 一般細菌	1ml の検水で形成される集落数が 100 以下 であること
	2) 大腸菌	検出されないこと
	3) 亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下であること
	4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下であること
	5) 塩化物イオン	200mg/L 以下であること
	6) 有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	3mg/L 以下であること
	7) PH 値	5.8 以上 8.6 以下であること
	8) 味	異常でないこと
	9) 臭気	異常でないこと
	10) 色度	5 度以下であること
	11) 濁度	2 度以下であること
	12) 鉄及びその化合物	鉄の量に関して 0.3mg/L 以下であること
	13) マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して 0.05mg/L 以下である こと
	14) カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	300mg/L 以下であること
	15) フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8 mg/L 以下である こと

